

令和7年2月6日

保護者各位

智頭町教育委員会事務局教育課長
(公印省略)

令和7年度以降の保育短時間認定について

日頃から保育行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、保育所の利用に際して、保育が必要であることの認定（保育認定）を行っておりますが、令和7年4月1日以降の保育認定については、これまでの就労時間数に加え、①「保育園から勤務先への通勤時間」、②「就業時間帯」を考慮して保育認定を行います。(次ページ参照)

つきましては、保育標準時間認定を希望する方は必要書類を3月14日（金）までに提出してください。

[参考]保育認定区分

就労時間数：月60時間以上120時間未満	→ 保育短時間（午前8時～午後4時）
月120時間以上	→ 保育標準時間（午前7時～午後6時）

【必要書類】

1. 智頭町教育・保育給付費等支給認定変更申請（届出）書
2. 就労証明書
3. 保育園から勤務先までの通勤経路・時間が分かる書類

※必要書類は智頭町公式ホームページからダウンロード可能です。

また、ちづ保育園・智頭町教育委員会事務局にもご用意しています。



◀智頭町公式
ホームページ

【提出期限】

令和7年3月14日（金）

【問合せ・提出先】

智頭町教育委員会事務局教育課
担当 大空

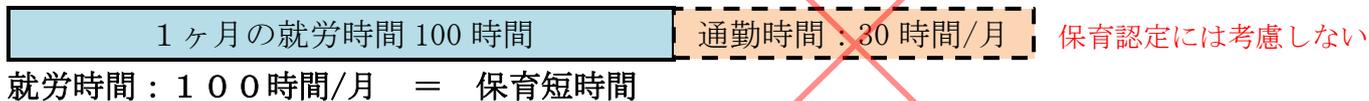
TEL 0858-75-4119

【短時間保育認定にかかる考え方（例）】

①「保育園から勤務先への通勤時間」の考慮について

（例）

[令和7年3月31日まで]



[令和7年4月1日から]



②「就業時間帯」の考慮について



月の就労時間が60時間以上120時間未満でも → 保育標準時間